

# ごみ処理に関する補助制度

## 生ごみ処理機の補助

家庭ごみの減量・有効利用を促進するため、市内業者から生ごみ処理機を購入された市民の方に対して、購入費の一部を補助しています。

### ●補助対象者（※ただし、会社・お店などで使用する業務用機器は対象外です。）

- 市内に住所があり、現に居住されている方
- 市内業者から生ごみ処理機を購入された方
- 機器の維持管理・堆肥化された生ごみの処理を適切にできる方

### ●補助内容

- 補助金額は購入金額の2分の1以内です。  
（※ただし、上限額は電気式のもので15,000円、それ以外のもので3,000円）
- 1世帯2基まで助成されます。（ただし電気式はそのうちの1基まで）

### ●申請時必要なもの（購入した年度内に申請してください。）

- 領収書のコピー（原本もあわせてお持ちください。） ○保証書のコピー（電気式のみ）
- ※領収書には「購入者氏名」が明記されていること ○申請者の通帳など（振込口座記入のため）



## ごみ収集場所整備の補助

家庭ごみの収集場所付近の環境美化及び収集業務の効率化を目的に、ごみ収集場所を整備しようとする地域の方に対して、その整備に要した費用の一部を補助しています。

### ●補助対象者

- 市内の家庭ごみ収集場所を整備される地域の方（例：自治会、環境衛生自治会など）  
（ただし、既製品の購入や整備は市内業者で行うこと）

### ●補助内容

- 既製品（収納ボックスやネット）の購入の場合は、購入費の2分の1以内です。  
（ただし、上限額は1個あたり30,000円、収集場所1ヶ所につき60,000円まで）
- 既製品購入以外の整備では、収集場所1ヶ所につき整備に要した費用の2分の1以内です。  
（ただし、上限額は収集場所1ヶ所につき60,000円まで）

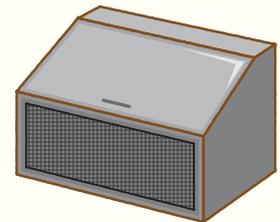
### ●申請時必要なもの（整備した年度内に申請してください。）

- 領収書のコピー（原本もあわせてお持ちください。）
- ※領収書には「購入団体名」が明記されていること

- 整備場所の位置図
- 整備前後の写真

既製品購入以外の整備では、整備明細が分かる書類（見積内訳書・工事図面など）が必要です。

### ●予定されている設備が補助の対象とならない場合がありますので、事前にも市にご確認ください。



## 資源物団体回収の助成金

資源物の回収事業を拡大し、さらに、市民の皆さんにごみの減量・資源化に対する意識を深めてもらうため、市へ登録のあった団体に対して、報奨金を交付しています。

### ●登録できる団体

- 市内で自主的に活動し、営利を目的としていない団体

### ●補助内容

- 紙類・布類・金属類・びん類・ペットボトルの5種類で、回収重量1kgあたり4円の報奨金を交付します。

### ●登録時必要なもの

- 団体登録届出書 ○口座振込依頼書 ○申請団体名義の通帳等（振込口座記入のため）

### ●申請時必要なもの（団体回収実施後、年度内に申請してください。）

- 交付申請書 ○業者が発行した取引伝票  
（業者によっては、これらの書類を団体から預かり直接市へ提出する場合があります。）

※資源物回収事業登録業者については、市へお問い合わせください。



## 地域での一斉清掃

自治会や地域で一斉清掃をされる場合、事前の申請によりごみ袋を提供します。